

コメント及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメント	金融庁の考え方
1	<p>本年1月に行われた同一の告示の改正に際し行われた意見募集では「今回、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引として指定するに至った背景をご説明ください」との意見に対し、「金融庁の考え方」が示されているが、新旧対照表のみが示された意見募集に際してこのような疑問が出るのは当然であることから、行政機関としては、命令等を定めようとする趣旨・目的・背景・経緯に関する情報を意見募集開始時点において示すことが適当である。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
2	<p>金融商品取引法施行令第1条の18の2等の根拠法令において、当該取引がどのように合致しているのか。</p> <p>例えば「当該外国の法令の規定」や「法第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分」は「台湾フューチャーズエクスチェンジ」について具体的に何なのか。</p>	<p>金融商品取引法第二条第二十八項に規定する取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引は、同法施行令第一条の十八の二において、外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者（当該外国の法令の規定により当該外国において法第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けている者）であること、当該外国の法令を執行する当局の法第百八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがあるものであること、及び、当該取引に基づく債務の不履行による我が国の資本市場への影響が軽微なものであることとされている。</p> <p>これらの要件について、台湾フューチャーズエクスチェンジが金融監督管理委員会から Futures Trading Act に基づき清算機関として指定されていること、現地当局と当庁との間での清算機関の監督協力に係る保証が存在すること、本邦金融機関による新台湾ドル建て金利スワップの取引量が低位に推移していることから、台湾フューチャーズエクスチェンジにおいて清算される新台湾ドル建て金利スワップ取引は、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引としての要件に合致していると考えられる。</p>